

全体についての防火・防災管理に係る消防計画（例）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項および同法第36条第1項において準用する規定に基づき、統括防火・防災管理者が _____ の全体についての防火・防災管理上必要な業務に係る事項を定め、業務を適正に実施し、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全および被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、当該防火対象物および建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）に勤務し、出入りするすべての者とする。

（管理権原者の及ぶ範囲）

第3条 防火対象物等の各管理権原者の当該権原の及ぶ範囲（以下「事業所」という。）については、別表1のとおりとする。

（管理権原者の責務）

第4条 管理権原者は、各々が定めた防火・防災管理者の作成する事業所の消防計画に基づき、当該防火・防災管理者に防火・防災管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

2 管理権原者は、統括防火・防災管理者を協議して定め、防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行わせなければならない。

3 管理権原者は、統括防火・防災管理者が防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に遂行できるよう相互に協力する。

4 管理権原者は、統括防火・防災管理者を定めたときは、消防長または所轄消防署長（以下「消防長等」という。）に届け出る。

届出に際しては、防火対象物等における管理権原者の主要な者として _____ を指定し、その代表者名をもって届出を行うものとする。

★（防火・防災管理協議会の設置）

第4条の2 管理権原者の協議の方法として、 _____

防火・防災管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) 協議会は、会長（代表者）、副会長および会員（以下「協議会構成員」という。）により構成し、別表2に示すとおりとする。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (3) 会長は、協議会の開催に際し必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- (5) 協議会の事務局は、_____に置く。
- (6) 協議会で協議され定められた統括防火・防災管理者の選任または解任については、協議会の会長名をもって消防署長に届け出る。

（統括防火・防災管理者の責務）

第5条 統括防火・防災管理者は、防火対象物全体の消防計画の作成、変更および運用を行い、必要に応じて各管理権原者の指示を求め、各事業所の防火・防災管理者等と連携、協力しながら、次に掲げる防火対象物等の全体についての防火・防災管理業務を行うものとする。

- (1) 防火対象物等の全体の消防計画の作成、変更および運用に関すること。
 - (2) 各事業所の防火・防災管理者に対する指示および必要な報告に関すること。
 - (3) 防火対象物等の全体の消火、通報および避難の訓練の実施に関すること。
 - (4) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の管理等に関すること。
 - (5) 火災等が発生した場合における自衛消防組織の活動に関すること。
 - (6) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
 - (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火・防災管理者は、消防機関等に対する全体についての消防計画の届出、報告および防火・防災管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
- 3 統括防火・防災管理者は、作成または変更した当該計画の内容を各事業所に周知する。

（統括防火・防災管理者への報告）

第6条 事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について

統括防火・防災管理者に報告または承認を受けること。

- (1) 防火・防災管理者に選任または解任されたとき。
 - (2) 事業所の消防計画を作成または変更するとき。
 - (3) 防火対象物等の法定点検の実施および結果について。
 - (4) 消防用設備等の法定点検の実施および結果について。
 - (5) 建築物等の定期検査の実施および結果について。
 - (6) 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したときおよびそれらを改修したとき。
 - (7) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）または電気設備の新設，移設，改修等を行うとき。
 - (8) 臨時に火気を使用するとき。
 - (9) 催物を開催するとき。
 - (10) 大量の可燃物の搬入および危険物の貯蔵・取扱いを行うとき。
 - (11) 避難通路の変更を行うとき。
 - (12) 用途および設備を変更するときまたは内装改修・改築等の工事を行うとき。
 - (13) 事業所の消防計画に定めた消防機関への報告および届出等を行うとき。
 - (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - (15) 防火・防災管理業務の一部を委託または防火管理者の業務を委託するとき。
 - (16) 消防機関が行う検査等の実施および結果について。
 - (17) 統括防火・防災管理者から指示された事項を履行したとき。
 - (18) その他火災予防上必要な事項
- 2 防火・防災管理者は，この全体の消防計画に適合するように，事業所の消防計画を作成すること。

（自衛消防協議会の設置）

第6条の2 火災の初期の段階における消火活動，消防機関への通報，在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行う自衛消防組織に関する協議会（以下「自衛消防協議会」という。）を設置する。

2 自衛消防協議会の構成は，次によるものとする。

- (1) 自衛消防協議会は，会長，副会長および会員により構成し，防火・防災管理協議会と兼ねるものとする。
- (2) 会長は，自衛消防協議会を主宰し，会務を統括する。
- (3) 会長は，自衛消防協議会の開催に際し，必要と認めるときは，会員以外の者の出席を求めることができる。

- (4) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 自衛消防協議会は、防火対象物全体で共同して自衛消防組織を設置し、運営するための必要な事項について協議し、決定するほか次の事項を審議および研究する。
- (1) 自衛消防組織に係る協議事項の審議，承認に関すること。
 - (2) 自衛消防組織に係る装備等に関すること。
 - (3) 自衛消防訓練に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。

(統括管理者の選任)

第6条の3 自衛消防組織に統括管理者を置く。

- 2 統括管理者には、自衛消防業務講習修了者等の資格者をあてる。

(統括管理者の責務)

第6条の4 統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるように自衛消防組織を統括する。

- 2 統括管理者は、統括防火・防災管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。

(自衛消防組織の業務範囲)

第6条の5 自衛消防組織は、_____全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う。

- 2 隣接する防火対象物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき、本建物に設置されている消防用設備等を有効に活用し、活動する。

(届出)

第6条の6 自衛消防協議会で協議され、了承された自衛消防組織の設置または変更については、自衛消防協議会の会長が自衛消防協議会構成員を代表して消防長等に届け出る。

(点検・検査)

第7条 防火対象物等における法定点検は、次のとおり実施する。

- (1) 消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。
- (2) 消防法第8条の2の2および同法第36条において準用する規定に基づく防火対象物等の法定点検は、_____の責任により行う。
- (3) 点検を実施する場合は、事業所の防火・防災管理者等が立ち会う。

- 2 自主点検および検査は次のとおり実施する。
- (1) 統括防火・防災管理者は、別表3「消防用設備等自主点検表」および別表4「防火対象物等自主検査表」に基づき、自主点検および検査を実施する。
- (2) 自主点検および検査の実施時期は、_____とする。
- 3 点検結果の記録
統括防火・防災管理者は、防火対象物等における法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火・防災管理維持台帳に3年間保管する。
- 4 不備欠陥等の改修
統括防火・防災管理者は、点検により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

★（全体についての防火・防災管理業務の一部委託）

第8条 防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）およびその業務の範囲等については、別表5「全体についての防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

- 2 統括防火・防災管理者は、防火対象物等の全体についての防火・防災管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火・防災管理業務について、別表6「全体についての防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表」に基づき、委託契約等の内容を確認する。
- 3 受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火・防災管理業務を適正に行うとともに、当該防火対象物等の各管理権限者および統括防火・防災管理者の指示の下にその業務を実施する。
- 4 受託者は、受託した全体についての防火・防災管理業務の実施状況について、定期的に統括防火・防災管理者等に報告する。

（自衛消防訓練の実施）

第9条 統括防火・防災管理者は、防火対象物等の全体についての自衛消防訓練を次のとおり実施する。

種 別	根拠法令	訓練の実施時期	実施回数
総合訓練 (消火、通報および避難訓練等)	消防法 第8条の2	_____	年____回
避難訓練等	消防法 第36条	_____	年____回

※年1回は地震火災を想定した総合訓練とする。

2 訓練実施結果の保存

- (1) 統括防火・防災管理者は、別表7の「自衛消防訓練実施結果記録書」を用いて訓練を検証し、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させる。
- (2) 統括防火・防災管理者は、(1)の「自衛消防訓練実施結果記録書」を防火・防災管理維持台帳に3年間保存しておく。

(避難施設等の維持管理およびその案内)

第10条 統括防火・防災管理者は、次により廊下，階段，避難口，安全区画，防煙区画等の避難施設を適正に維持管理する。

- (1) 廊下，階段，避難口，通路等の避難施設
 - ア 避難の障害となる施設または物品を設けないこと。
 - イ 床面は避難に際し，つまずき，すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口に設ける戸は，容易に解錠し開放できるものとし，開放した場合は廊下，階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 安全区画，防煙区画の維持管理
 - ア 防火戸は，常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
 - イ 閉鎖の障害となるような設備または物品を設けない。
- (3) 避難経路の案内
統括防火・防災管理者および各防火・防災管理者は，在館者に避難口および避難階段の位置を把握させるために，避難経路図等を掲出する。

(防火対象物自衛消防隊の設置)

第11条 火災，地震その他の災害等による人的または物的な被害を最小限にとどめるため，防火対象物自衛消防隊を設置する。

- 2 防火対象物自衛消防隊には，防火対象物本部隊および防火対象物地区隊を編成する。
- 3 防火対象物本部隊に防火対象物自衛消防隊長および班を置く。
 - (1) 防火対象物自衛消防隊長は，_____がその任務に当たる。
 - (2) 防火対象物自衛消防隊長には，その任務の代行者（以下「防火対象物自衛消防隊長の代行者」という。）を定める。
 - (3) 班は，通報連絡（情報）班，初期消火班，避難誘導班，応急救護班，安全防護班とし，各班に班長を置く。
各班に必要な人員は各事業所が分担する。
- ★(4) 自衛消防業務講習修了者は，防火対象物本部隊の各業務の班長に

あてる。

- 4 防火対象物地区隊に防火対象物地区隊長および班を置く。
 - (1) 班は、通報連絡（情報）班，初期消火班，避難誘導班，応急救護班，安全防護班とし，各班に班長を置く。
 - (2) 防火対象物地区隊の組織および任務は，各事業所の消防計画に定める。
- ★5 防災センターを防火対象物本部隊の活動拠点とし，防災センター要員を防火対象物本部隊に配置する。

なお，防災センターにおいて，消防用設備等の監視・操作等の業務に従事する者は，自衛消防技術認定証を有し，かつ，防災センター技術講習または防災センター実務講習を修了し，防災センター要員講習修了証の交付を受けた者を置く。
- 6 防火対象物自衛消防隊の編成および任務ならびに資格管理表は別表8-1から8-3までのとおりとし，編成は，防火対象物自衛消防隊長が定める。

（防火対象物自衛消防隊長の権限）

- 第12条 防火対象物自衛消防隊長は，防火対象物自衛消防隊の当該防火対象物等における自衛消防活動について，その指揮，命令，監督等一切の権限を有する。
- 2 防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し，防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な，指揮，命令，監督等の権限を付与する。

（防火対象物自衛消防隊長の責務）

- 第13条 防火対象物自衛消防隊長は，防火対象物自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに，消防隊への情報提供等，消防隊との連携を密にしなければならない。
- 2 防火対象物自衛消防隊長の代行者は，防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に，代行の優先順位に従って防火対象物自衛消防隊長の任務を代行する。

（防火対象物地区隊長の責務）

- 第14条 防火対象物地区隊長は，担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに，防火対象物自衛消防隊長への報告，連絡を密にする。
- 2 防火対象物地区隊長は，担当地区に直接影響ないと認めたときは，本部において防火対象物自衛消防隊長を補佐する。

(防火対象物本部隊の任務)

第15条 防火対象物本部隊は、火災における初動対応および全体の統制を行う。

- 2 防火対象物本部隊は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 防火対象物本部隊の通報連絡（情報）班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。
 - (2) 防火対象物本部隊の初期消火班，避難誘導班，応急救護班，安全防護班は、現場員として災害等発生場所における任務に当たる。
 - (3) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。
 - (4) 現場員は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集，初期消火，避難誘導，応急救護，安全防護の任務に当たる。

(防火対象物地区隊の任務)

第16条 防火対象物地区隊は、当該防火対象物地区隊の管理する区域で発生する火災において、当該防火対象物地区隊が中心となり、当該防火対象物地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとし、その活動は各事業所の消防計画に定める。

- 2 火災が発生した区域を管理する防火対象物地区隊以外の防火対象物地区隊は、防火対象物自衛消防隊長の命令による自衛消防活動を行う。

(通報連絡および情報収集)

第17条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報および防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

- 2 防火対象物本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 本部員として活動拠点における任務に当たる。
 - (2) 現場確認者等から火災の連絡を受けたときは、119番通報する。
 - (3) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送を行う。
 - (4) 防火対象物自衛消防隊長，防火対象物地区隊長および関係者への火災発生の連絡を行う。
 - (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生および延焼状況の連絡を行う。
- 3 防火対象物地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

する。

- (1) 出火場所，火災規模，燃えているもの，延焼危険の確認
- (2) 消火活動状況，活動人員の確認
- (3) 逃げ遅れた者，負傷者の有無および状況の確認
- (4) 区画形成状況の確認
- (5) 危険物等の有無の確認
- (6) 前(1)～(5)の情報の防火対象物自衛消防隊長または防火対象物地区隊長への伝達
- (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

第18条 防火対象物本部隊の初期消火班は，防火対象物地区隊と協力し，消火器または屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸，防火シャッター等を閉鎖し，火災の拡大防止に当たる。

2 防火対象物地区隊における消火活動は，初動措置に主眼をおき活動する。

なお，自己防火対象物地区隊の担当区域外で発生した場合は，臨機の措置を行うとともに，防火対象物自衛消防隊長等の指示により行動する。

(避難誘導)

第19条 防火対象物本部隊の避難誘導班は，火災が発生した場合，防火対象物地区隊と協力して出火階およびその上階の者を優先して避難誘導に当たる。

2 エレベーターによる避難は，原則として行わない。

3 屋上への避難は，原則として行わない。

4 避難誘導班を非常口，特別避難階段附室前および行き止まり通路等に配置する。

また，忘れ物等のため，再び入る者のないように万全を期する。

5 避難誘導に当たっては，携帯拡声器，懐中電灯，警笛，ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ，混乱の防止に留意し避難させる。

6 逃げ遅れた者および負傷者等について情報を得たときは，本部に連絡する。

7 避難終了後，人員点呼を行い，逃げ遅れた者等の有無を確認し，本部に報告する。

8 防火対象物地区隊の避難誘導班は，担当地区の避難者に対し前各項

に従い，誘導に当たる。

(応急救護)

第20条 本部隊の応急救護班は，必要に応じ_____の一時集合場所等に救護所を設置し，防火対象物地区隊の救急救護班と連携して活動を行う。

- 2 応急救護班は，応急手当を行い，救急隊と密接な連絡をとり，負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとる。
- 3 応急救護班は，負傷者の所属する事業所名，氏名，年齢，住所，電話番号，搬送病院，負傷程度等必要な事項を記録する。
- 4 救護所を設ける必要がないときは，避難誘導班と協力し，逃げ遅れた者の有無の確認に当たる。
- 5 逃げ遅れた者の情報を得た場合，応急救護班は現場へ急行し，特別避難階段，屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
- 6 統括防火・防災管理者は，各事業所の応急救護に関する資格保有者を防火対象物本部隊の応急救護班，防火対象物地区隊の応急救護班として配置するよう，各管理権原者と事前に協議を行い定めておく。

(安全防護措置)

第21条 安全防護班は，火災が発生した場合，排煙口の操作を行うとともに防火戸，防火シャッター，防火ダンパー等の閉鎖，水損防止作業を行う。

(通報連絡の方法)

第22条 防災センター要員は，自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めるときは，係員を現場に派遣するとともに電話等で火災の状況を確認する。

- 2 防災センター要員は，火災を確認後，消防機関（119番）へ通報するとともに，防火対象物自衛消防隊長に報告し，放送設備により必要に応じた周知の措置を講じる。
- 3 各事業所の通報連絡担当は，出火場所，火災の状況等を防災センターに報告する。

★(営業時間外等における自衛消防活動体制)

第23条 営業時間外等における防火対象物自衛消防隊は，別表9「営業時間外等の防火対象物自衛消防隊の組織編成表および活動要領」に示すところによる。

- 2 営業時間外等に発生した災害等に対しては，次の措置を行う。

- (1) 火災を覚知した場合は、消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者等に火災の発生を知らせ、防火対象物自衛消防隊長、各事業所の防火・防災管理者等の関係者に、別に定める緊急連絡網により急報する。
 - (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報および資料等を提供するとともに、火点への誘導を行う。
- 3 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員が協力する。

(消防隊に対する情報提供および消防隊の誘導)

第24条 統括防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害が発生した際、消防隊に対して情報提供し、適切に消防隊を誘導できるように努めるものとする。

(1) 情報提供

統括防火・防災管理者は、消防隊に情報提供するため次に掲げる図書等を配置する。

ア 防火対象物の概要表、平面図、立面図その他必要な図書等

イ 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図

ウ 危険物施設、指定可燃物、高圧ガスその他危険物品等の概要を示した図書等

エ 緊急連絡先一覧

オ 防火・防災管理維持台帳

カ その他情報提供上必要と思われる図書等

(2) 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、適切な場所に消防隊の誘導員を配置する。

(防火・防災教育)

第25条 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるための防火・防災教育を行う。

(1) 防火・防災教育の実施方法

ア 防火・防災教育は、防火対象物等の全体についての訓練時等にあわせて実施する。

イ その他必要に応じて、会合等の機会をとらえて実施する。

(2) 防火・防災教育の内容

ア 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の内容周知

イ 各事業所の権限の範囲とその責務等

- ウ 自衛消防隊の編成とその任務
- エ 消防用設備等，防災設備等の機能および取扱要領
- オ 廊下，階段，避難口，安全区画，防煙区画等の避難施設の維持管理
- カ 地震およびその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
- キ その他火災予防上および自衛消防活動上必要な事項

(放火防止対策)

第26条 統括防火・防災管理者は，放火防止対策のため次の事項について推進する。

- (1) 建物内外の可燃物等を除去する。
- (2) 物置，空室，倉庫等の施錠管理を徹底する。
- (3) 監視カメラ等による死角の解消および死角となりやすい場所の定期的な巡回を行う。
- (4) 挙動不審者や不法侵入者の監視を行う。
- (5) その他必要に応じて防火・防災管理者に対して注意を呼びかける。

(工事中における安全対策)

第27条 統括防火・防災管理者は，複数の事業所にわたる増築，模様替え等の工事が行われる場合，当該工事を行う防火・防災管理者と協力して「工事中の消防計画」を作成し，消防長等へ届け出る。

- 2 統括防火・防災管理者は，各事業所が行う用途変更・間仕切り変更・内装等の変更工事等または催物の開催など不定期に行われる工事等に関し，必要に応じて，工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い，法令適合や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

(震災対策)

第28条 震災に備えて，防火対象物等における事前計画を次のとおりとする。

- (1) 防災についての任務分担
管理権原者は，管理権原者の権原の範囲等に基づき，実施区分ごとに点検，検査の任務分担を行う。
- (2) 建築物等の点検および補強
ア 統括防火・防災管理者は，建築物および建築物に付随する施設物（看板，装飾塔等）の倒壊，転倒，落下防止の措置状況を把握する。
イ 統括防火・防災管理者は，公的機関等が作成・公表する地震の

被害予測やハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物等に影響を及ぼす震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。

(3) オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置

統括防火・防災管理者は、事業所が実施するオフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

(4) 危険物等の流出防止措置

統括防火・防災管理者は、事業所が実施する危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵および取扱場所の点検状況を確認し、転倒・落下・浸水などによる発火危険がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

(5) 火気使用設備器具の点検および安全措置

統括防火・防災管理者は、事業所が実施する火気使用設備器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等について作動状況の点検および確認状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

(6) 安全避難確保および点検

統括防火・防災管理者は、事業所が実施する避難施設および防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

(7) 資器材および非常用物品の準備

ア 管理権原者は、地震その他の災害に備え、防火対象物等に救助、救護等の資器材および非常用物品を準備する。

イ 統括防火・防災管理者は、資器材および非常用物品の点検整備を定期的実施する。

★(8) 周辺地域の事業所、住民等との連携および協力体制の確立

統括防火・防災管理者は、応援協定を締結した事業所と合同で訓練を実施する。

(9) 警戒宣言発令時の対応措置

統括防火・防災管理者は、警戒宣言等の発令が出された場合、次の事項について必要な指示・命令を行う。

ア 各管理権原者への伝達

イ 自衛消防組織に対する指示

ウ 在館者等への伝達

エ 火気等の使用に関する留意事項の伝達

オ 各事業所で実施する被害防止措置

(ア) 窓ガラス等・散乱防止措置

(イ) 照明器具等の落下防止と固定

- (ウ) 事務室内の事務機器等の落下・転倒・移動防止措置
- (エ) 工事および高所作業を行う者への工事資機材等の転倒・落下・移動防止等の安全措置

カ 警戒宣言等に関する情報の収集

キ その他必要な事項

(10) 連絡手段の確保

防火対象物自衛消防隊長は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、自衛消防隊編成員との連絡の複数の手段および手順をあらかじめ定めておく。

(11) 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火・防災管理者に対して、訓練等を実施した結果の確認および検証を行わせ、この計画を改善していく取り組みを行わせる。

2 震災発生時、被害の軽減を図るため、活動計画を次のとおりとする。

(1) 震災時の自衛消防隊の任務

ア 震度5強以上の地震が発生した場合または_____が必要と認める場合は、_____に災害対策本部を設置する。

イ 地震が発生した場合、自衛消防活動に準じて活動する。

ウ 震災時は、防火対象物地区隊ごとの活動を原則とする。

エ 事業所自衛消防隊長は、自己地区の被害状況および活動状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に適宜報告する。

オ 被害のない地区または活動の終了した地区の自衛消防隊は、防火対象物自衛消防隊長から活動要請があった地区において、協力して活動を行う。

★(2) 緊急地震速報の活用

統括防火・防災管理者は、訓練および防火・防災教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法および活用対策等について従業員および防火・防災管理業務に従事する者に周知徹底する。

(3) 地震発生直後の報告

防火対象物地区隊長は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害の状況および建物、火気使用設備器具等の点検結果を防火対象物自衛消防隊長に報告する。

(4) 地震発生直後の指示

地震発生直後、防火対象物自衛消防隊長は、全体の被害状況を把握し、防火対象物本部隊および防火対象物地区隊長に必要な応急措置を講じるよう指示する。

(5) 地震時の活動

各防火・防災管理者は、情報収集、初期救助・初期救護等の地震時の活動について、事業所間の連携を図り、地震時の消火活動等は、防火対象物地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、防火対象物本部隊は被害が最も大きいところを優先して活動するほか、情報収集等については次による。

ア 情報収集

- (ア) 防火対象物本部隊の通報連絡（情報）班は、周辺の被災状況を把握し、その情報を防火対象物地区隊に連絡するとともに、その対応措置を講じる。
- (イ) 防火対象物地区隊の通報連絡（情報）班は、それぞれの地区の被災状況を防火対象物本部隊の通報連絡（情報）班に報告する。
- (ウ) 防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集等を行う。

イ 初期救助，初期救護

- (ア) 防火対象物本部隊の応急救護班は、地震発生時に倒壊建物等に挟まれたり、閉じ込められた人の把握に努め、救出救護活動に当たる。
- (イ) 防火対象物地区隊の応急救護班の任務および必要な装備は各事業所の消防計画に定める。
- (ウ) 地域周辺で救助や消火が必要な場合は協力する。

ウ 避難誘導

- (ア) 防火対象物本部隊の避難誘導班は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導班と協力し、避難場所へ誘導する。
- (イ) 防火対象物地区隊の避難誘導班は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、防火対象物本部隊の避難誘導班員に報告する。

★(6) 周辺地域の事業所および住民との連携

ア 自衛消防隊長は、防火対象物等内の安全が確認できた場合は、必要に応じて応援に移行する。

イ 応援を行う場合は、防火対象物自衛消防隊長に報告する。

3 震災発生時、施設再開までの復旧計画を次のとおりとする。

(1) 地震後から使用再開までの対策

ア 施設の再開については、_____ 決定し、二次災害発生防止措置を行った後に再開の時期等を決め各事業所に周知する。

イ 地震後から使用再開までの安全措置等については、それぞれの

事業所の消防計画による。

(2) ガス，電気，上下水道，通信等途絶時の対策

ア 防火対象物自衛消防隊長は，ガス，電気，上下水道，通信途絶時は，非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

イ 防火対象物自衛消防隊長は，震災後の二次災害発生を防止するために，予防管理組織の編成に準じた実施区分ごとに，点検・検査を行い，次の措置を行う。

(ア) 火気使用設備器具，電気器具等からの火災発生要因の排除または使用禁止措置を行う。

(イ) 危険物物品からの火災発生要因の排除，安全な場所への移管または立入禁止措置を行う。

(ウ) 倒壊，落下危険等のある場合は，立入禁止措置を行う。

(3) 復旧作業等の実施

統括防火・防災管理者は，復旧作業または建物の使用を再開するときは，次に掲げる措置を講じる。

ア 復旧作業に関わる工事人に対する出火防止等の教育を徹底すること。

イ 復旧作業と事業活動が混在する場合は，相互の連絡を徹底するとともに監視を強化すること。

ウ 復旧作業時または建物の使用を再開するときは，通常と異なる利用形態となることから，立入禁止区域や避難経路を従業員およびその他防火管理業務に従事する者に周知徹底すること。

★ 4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る事項を次のとおり定める。

(1) 円滑な避難を確保する。

ア 津波避難所 ()

イ 避難経路 ()

(2) 大規模な地震および津波を想定した防災訓練を年1回以上実施する。

(3) 地震防災上必要な教育および広報

関係職員の知識の向上を図るため，次の事項を積極的に進めるものとする。

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識

イ 地震および津波に関する一般的な知識

ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

エ 職員が果たすべき役割

オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

第29条 火災以外の災害における自衛消防隊

- (1) 火災以外の災害時における自衛消防隊の組織、権限および責務、その他防災センターを中心とした自衛消防体制等については、火災時における当該事項を定めた例による。
- (2) 営業時間外において火災以外の災害が発生した場合は、営業時間外等における火災時の自衛消防活動の体制について定めた例による。

(その他防火・防災管理上必要な事項)

第30条 前条までに定めるもののほか、防火・防災管理上必要な事項は、その都度協議して別に定める。

附 則

この計画は、_____年____月____日から施行する。